

農業制度資金のご案内

新型コロナウイルス感染症により農業経営に影響を受け、経営の維持・安定に向けた資金を必要とする農業者の皆様が利用できる資金についてご案内します。

資金名	農林漁業セーフティネット資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農業近代化資金	農林業経営サポート資金	農林業災害対策資金
取扱融資機関	(株)日本政策金融公庫		農業協同組合, 銀行, 信用金庫等	農業協同組合, 七十七銀行	農業協同組合, 銀行, 信用金庫, 信用組合のうち, 市町村と災害対策資金利子補給契約を締結した金融機関 ※実施市町村については, 融資機関にご確認ください。
資金使途	運転資金(長期) 事業継続のために必要な資金	設備資金(長期) 運転資金(長期) 農業経営改善計画の達成に必要な資金	農業経営の改善に必要な資金(長期かつ低利) ※農業改善を伴わない費用・単なる減収補填のみを目的とした借入は対象外	運転資金(短期) 経営の維持・安定を図るために必要な資金	運転資金(長期) 経営の維持・安定を図るために必要な資金
貸付対象者	認定農業者, 認定新規就農者 主業農業者※ ※農業所得が過半を占める等	認定農業者	認定農業者, 認定新規就農者 主業農業者※ ※農業所得が過半を占める等	農林業者 新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生していることを融資機関が確認できた方	農林業者 新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生していることを市町村が確認できた方
償還期間	【特例措置】※1 15年以内(うち据置3年)	25年以内(うち据置10年)	資金使途に応じ7~20年以内 (うち据置2~7年以内)	1年	5~7年以内(うち据置1年)
貸付利率	0.16~0.20% (R3.8.19現在) 【特例措置】※1 貸付当初5年間実質無利子	0.16~0.20% (R3.8.19現在) 【特例措置】※1 貸付当初5年間実質無利子	0.30% (R3.8.19現在) (認定農業者等が借入れる場合: 0.16~0.30%) 【特例措置】※1 貸付当初5年間実質無利子	0% (無利子)	0.25% 0% (無利子) ※農業協同組合が貸し付ける場合
貸付限度額	【特例措置】※1 1,200万円 (特認:年間経営費等の12分の12)	個人:3億円(特認6億円) 法人:10億円(特認20億円)	個人:1,800万円(知事特認2億円) 法人・団体:2億円	下記のいずれか低い額 ①個人:150万円 (特認:300万円) 法人等:500万円 ②農林業経営被害額 (金融機関認定額)	下記のいずれか低い額 ①個人・団体:600万円(農林業所得が 総所得の過半に見たない場合は:300 万円) ②農林業経営被害額(市町村認定額)
保証等	【特例措置】※1 実質無担保・無保証人	【特例措置】※1 実質無担保・無保証人	【特例措置】※1 貸付当初5年間保証料免除 ・実質無担保・無保証人	農業信用基金協会の保証可能	農業信用基金協会の保証可能

※1 上記表示の【特例措置】は新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生していることを融資機関が確認できた方が対象となります。

ご利用にあたってのご注意

借入資格や要件等については、代表的なものだけを載せております。皆様が資金の借入れをしようとする場合には、まず融資機関又は最寄りの農業改良普及センター・地方振興事務所(新型コロナウイルスに関する農業経営相談窓口)と十分に相談し、その上で必要な書類の作成を行ってください。また、各資金の借入れに当たっては、事前に借入れ内容の十分な審査を受けることとなりますので、融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

お問合せ先

宮城県 農政部 農業振興課 経営構造対策班(電話:022-211-2835), 最寄りの農業協同組合, 銀行, 信用組合等, (株)日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業(電話:022-221-2331), 県内地方振興事務所農業振興部及び農業改良普及センター